

○総務省令第 号

別紙 2

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十五条第一項、第六十条及び第百四条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 〔第一章く第三章 略〕 第四章 雑則 〔第一節く第三節 略〕 第四節 提出書類（第五十二条―第五十二条の三） 第五節 電子情報処理組織による手続（第五十三条・第五十四条） 附則 （公表する免許状記載事項等） 第十一条 〔略〕 〔2 略〕 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一〇Hz以上のものについては、五〇〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇〇MHz以上一〇Hz未満の端数があるときはこれを一〇Hzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一〇Hz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。 〔一 略〕 一 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第二号に該当するものを除く。） 〔三・四 略〕 〔4く8 略〕 （備付けを要する業務書類） 第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかねばならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 〔表 略〕 注 一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を含む。）とする。	目次 〔第二章く第三章 同上〕 第四章 〔同上〕 〔第一節く第三節 同上〕 第四節 提出書類（第五十二条―第五十二条の四） 附則 （公表する免許状記載事項等） 第十一条 〔同上〕 〔2 同上〕 3 〔同上〕 〔一 同上〕 一 基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第十六号に該当するものを除く。） 〔三・四 同上〕 〔4く8 同上〕 （備付けを要する業務書類） 第三十八条 〔同上〕 〔表 同上〕 注 一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

	二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類（第九項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第十項に規定する方法による場合は、この限りでない。 三 「略」 2 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。 3 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。次項及び第五項において同じ。）に第一項の免許状を備え付けなければならない。 4 第一項及び前項の規定にかかわらず、電子免許状（免許状のうち電子処分通知等（情報通信技術活用法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）に係るものであつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電子免許状を無線局（前項に規定する場合にあつては、同項に規定する常置場所。次項において同じ。）に備え付けた電子計算機その他の機器（当該電子免許状の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子免許状を免許規則に定める免許状の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させることをもつて第一項又は前項の規定による免許状の備付けとすることができる。 5 第一項及び前二項の規定による免許状の備付けは、次に掲げるいずれかの方法をもつてこれに代えることができる。 一 電磁的記録による電子免許状の写しを無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該電子免許状の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子免許状を免許規則に定める免許状の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法 二 書面による電子免許状の写し（免許規則に定める免許状の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。以下この号において同じ。）を無線局に備え付ける方法
--	--

	二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。 三 「同上」 2 同上」 3 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。 〔新設〕 4 第一項の規定による無線局（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）の免許状の備付けは、当該免許状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを無線局（前項に規定する場合にあつては、その無線設備の常置場所）に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。 〔新設〕 〔新設〕
--	--

6	第二項の規定にかかわらず、船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、電子免許状を主たる送信装置のある場所に備え付けた電子計算機その他の機器に表示（免許規則に定める免許状の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）させ、それを当該場所の見やすい箇所に掲げることをもつて同項の規定による免許状の掲示とすることができる。
7	第二項及び前項の規定による免許状の掲示は、次に掲げるいずれかの方法をもつてこれに代えることができる。
一	電磁的記録による電子免許状の写しを主たる送信装置のある場所に備え付けた電子計算機その他の機器に表示（免許規則に定める免許状の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）させ、それを当該場所の見やすい箇所に掲げる方法
二	書面による電子免許状の写し（免許規則に定める免許状の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。以下この号において同じ。）を主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げる方法
8	第一項の規定により同項の表の一の項若しくは三の項に掲げる無線局に備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、当該無線局の現状を示す書類であつて総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第四条及び第八条の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。
9	第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定するものをもつて、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。
一	国際通信を行わない海岸局
二	総トン数一、六〇〇トン未満の漁船の船舶局
三	前号に掲げる船舶局以外の船舶局で国際通信を行わないもの
四	船舶地球局
10	電子申請等（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第八項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第十二項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。
一	無線局の免許の申請書の添付書類

	〔新設〕
	〔新設〕
5	〔同上〕
6	〔同上〕
7	電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第九項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。
	〔一〜五 同上〕

二 免許規則第十二条（同規則第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類

三 第四十三条第一項又は第二項の届出書に添付した書類

四 無線従事者選解任届

五 無線局の現状を示す書類

11 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項及び第五項の規定は、当該免許状について準用する。

12 電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出に係る書類に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

13 登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。この場合において、電子登録状（登録状のうち電子処分通知等に係るものであつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電子登録状を登録局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該電子登録状の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子登録状を免許規則に定める登録状の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させることをもつて登録状の備付けとすることができるものとし、第五項の規定は、当該登録状について準用する。

14 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

第三十八条の三 法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、次に掲げる場所その他総務大臣が別に指定する場所に備え付けておくことができる。

一 登録局に係るものにあつては、登録人の住所

二 宇宙局に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所のうち主たるもの

三 無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所

〔2～5 略〕

（電磁的方法により記録することができる書類）

8 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。

9 電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

10 登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。この場合において、第四項の規定は、当該登録状について準用する。

11 〔同上〕

第三十八条の三 法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあつては、登録人の住所）に備え付けておくことができる。この場合において、同条第四項の規定は、この項の規定により総務大臣が別に指定する場所に備え付ける免許状又は登録状について準用する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔2～5 同上〕

（電磁的方法により記録することができる書類）

第四十三条の五 免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができなければならない。

一 第三十八条の四の規定に基づき作成する遭難自動通報設備の機能試験の実施の日及び試験結果の記録

二 第四十条第一項から第三項までの規定に基づき記載する無線業務日誌

2 前項第二号の無線業務日誌に記録する事項のうち、第四十条第一項第一号②(四を除く。)及び⑤、同条第二項第一号②並びに同項第二号②に掲げる事項については、音声により記録することができる。この場合においては、前項後段の規定にかかわらず、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならない。

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつては、その常置場所。以下この条において同じ。)に備え付けておかなければならない。

一 高周波利用設備の許可状

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとする。)

2 前項の規定にかかわらず、電子許可状(許可状のうち電子処分通知等に係るものであつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)にあつては、当該電子許可状を高周波利用設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器(当該電子許可状の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子許可状を免許規則に定める許可状の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。)に必要に応じ直ちに表示させることをもつて許可状の備付けとすることができる。

3 前二項の規定による高周波利用設備の許可状の備付けは、次に掲げるいずれかの方法をもつてこれに代えることができる。

一 電磁的記録による電子許可状の写しを高周波利用設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器(当該電子許可状の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該電子許可状を免許規則に定める許可状の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。)に必要に応じ直ちに表示させる方法

二 書面による電子許可状の写し(免許規則に定める許可状の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。以下この号において同じ。)を高周波利用設備の設置場所に備え付ける方法

4 第一項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であつて、総合通信局長の証明を受け

第四十三条の五 免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに作成、表示及び書面への印刷ができなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

2 前項の規定による高周波利用設備の許可状の備付けは、当該許可状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。

〔新設〕

〔新設〕

3 〔同上〕

たものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

5 第三十八条第十項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は前項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、同条第十項中「第一項及び第八項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は同条第四項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

（型式確認）

第四十六条の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

4 前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示ができなければならない。

（指定の申請）

第五十条の四 〔略〕

〔2・4 略〕

〔削る〕

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第五号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

〔一・八 略〕

（電子申請等の場合の添付書類等の提出）

第五十二条の三 法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出を電子申請等により行う場合において、当該申請又は届出に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することにより行うことができる。

〔2・4 略〕

〔削る〕

4 第三十八条第七項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は前項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、同条第七項中「第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は同条第三項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

（型式確認）

第四十六条の七 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

4 前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示及び書面への印刷ができなければならない。

（指定の申請）

第五十条の四 〔同上〕

〔2・4 同上〕

5 第一項の規定による申請書及び添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

（権限の委任）

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

〔一・八 同上〕

（電子申請等の場合の添付書類等の提出）

第五十二条の三 〔同上〕

〔2・4 同上〕

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十三条 電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用する方法により申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。 2 総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。	第五十二条の四 電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用する方法により申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。 2 総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。 「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 〔第一章く第七章 略〕 第八章 電子情報処理組織による手続等（第三十二条―第三十四条） 第九章 雑則（第三十五条） 附則 （添付書類の写しの提出部数等） 第八条 〔略〕 2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第十項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。 （免許状の訂正） 第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 無線局の種別及び局数 三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。） 四 免許の番号又は包括免許の番号 五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由 2 前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。 3 第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。 4 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。 5 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。 （免許状の再交付） 第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 無線局の種別及び局数 三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。） 四 免許の番号又は包括免許の番号	目次 〔第一章く第七章 同上〕 第八章 雑則（第三十二条） 附則 （添付書類の写しの提出部数等） 第八条 〔同上〕 2 総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。 （免許状の訂正） 第二十二条 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕 2 〔同上〕 3 〔同上〕 4 〔同上〕 5 〔同上〕 （免許状の再交付） 第二十三条 〔同上〕 一 〔同上〕 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕

五	再交付を求める理由
2	前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。
3	前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。
	(登録状の訂正)
第二十五条の二十二	登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。
一	登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	登録の番号
三	訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
2	前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。
3	第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。
4	総合通信局長は、第二項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。
5	第二十二條第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。
	(登録状の再交付)
第二十五条の二十二の二	登録人は、登録状を破損し、汚し、失った等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。
一	登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	登録の番号
三	再交付を求める理由
2	前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。
3	第二十二條第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。
	(許可状の訂正)
第二十八条	法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。
一	設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	設備の種別及び設備数
三	許可の番号
四	許可の年月日
五	訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
2	前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

五	〔同上〕
2	〔同上〕
3	〔同上〕
	(登録状の訂正)
第二十五条の二十二	〔同上〕
一	〔同上〕
二	〔同上〕
三	〔同上〕
2	〔同上〕
3	〔同上〕
4	〔同上〕
5	〔同上〕
	(登録状の再交付)
第二十五条の二十二の二	〔同上〕
一	〔同上〕
二	〔同上〕
三	〔同上〕
2	〔同上〕
3	〔同上〕
	(許可状の訂正)
第二十八条	〔同上〕
一	〔同上〕
二	〔同上〕
三	〔同上〕
四	〔同上〕
五	〔同上〕
2	〔同上〕

3 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4 第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。
(許可状の再交付)

第二十八条の二 法第百条第二項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設備の種別及び設備数

三 許可の番号

四 許可の年月日

五 再交付を求める理由

2 第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第八章 電子情報処理組織による手続等
(電子情報処理組織による手続等)

第三十二条 電子免許状(施行規則第三十八条第四項に規定する電子免許状をいう。以下本章において同じ。)、電子登録状(施行規則第三十八条第十三項に規定する電子登録状をいう。以下本章において同じ。)又は電子許可状(施行規則第四十五条の三第二項に規定する電子許可状をいう。以下本章において同じ。)の交付を希望する場合は、総務大臣が定める方式に従いその旨を表示して電子申請等により行うものとする。

2 電子免許状に係る電子申請等から交付までの手続は、総務大臣が定める方式に従い電子申請等及び電子処分通知等(施行規則第三十八条第四項の電子処分通知等をいう。次項において同じ。)により行うことを原則とする。

3 この有令の規定に係る電子処分通知等であつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うものに係る公印は、押印しないものとする。
(電子免許状等の訂正)

第三十三条 第二十二条の規定により電子免許状の訂正を受けようとする場合は、当該電子免許状は同条の申請書に添付して提出されたものとみなす。

2 前項の規定は、第二十五条の二十二の規定に係る電子登録状の訂正及び第二十八条の規定に係る電子許可状の訂正に準用する。
(電子免許状等の返納)

第三十四条 電子免許状に係る免許がその効力を失い、当該電子免許状を電子計算機その他の機器に表示できなくなつたときは、当該電子免許状は免許人又は免許人であつた者から返されたものとみなす。この場合において、免許人又は免許人であつた者は、当該電子免許状の写しを破棄するものとする。

2 前項の規定は、電子登録状及び電子許可状の返納に準用する。

3 〔同上〕

4 〔同上〕
(許可状の再交付)

第二十八条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

2 〔同上〕

〔新設〕

第九章 雑則 (免許状等の送付に要する費用) 第三十五条 無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。	第八章 雑則 (免許状等の送付に要する費用) 第三十二条 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第三条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 〔第一章く第四章 略〕 第五章 電子情報処理組織による手続等 (第二十三条―第二十五条) 第六章 雑則 (第二十六条・第二十七条) 附則 （登録証の掲示） 第四条の二 法第二十四条の四第三項の規定による掲示は、同条第一項の登録証が電子登録証（登録証のうち電子処分通知等（施行規則第三十八条第四項の電子処分通知等をいう。以下同じ。）に係るものであつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）である場合は、当該電子登録証を法第二十四条の四第三項に規定する事業所に備え付けた電子計算機その他の機器に表示（別表第四号に規定する登録証の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）させ、それを当該事業所の見やすい場所に掲げることをもつて登録証の掲示とすることができる。 21 前項の掲示は、次に掲げるいずれかの方法をもつてこれに代えることができる。 一 電磁的記録（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）による電子登録証の写しを前項の事業所に備え付けた電子計算機その他の機器に表示（別表第四号に規定する登録証の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）させ、それを前項の場所に掲げる方法 二 書面による電子登録証の写し（別表第四号に規定する登録証の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。以下この号において同じ。）を前項の場所に掲げる方法 （変更の届出） 第五条 登録検査等事業者は、法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号 二 変更の内容 三 変更の年月日 2 前項の届出があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。 3 登録検査等事業者は、第二条第二項各号（第一号ロ及び第二号ロを除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号 二 変更の内容 三 変更の年月日	目次 〔第一章く第四章 同上〕 第五章 雑則 (第二十三条・第二十四条) 附則 〔新設〕 （変更の届出） 第五条 〔同上〕 〔一く三 同上〕 〔2 同上〕 〔同上〕 〔一く三 同上〕

4	登録検査等事業者は、点検員を追加するときは、前項の届出書に当該点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。
5	登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。
6	総合通信局長は、法第二十四条の五第二項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録検査等事業者登録簿に登録しなければならない。
	（登録証の再交付）
第六条	登録検査等事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。
一	登録又はその更新の年月日及び登録番号
二	再交付の理由
2	登録検査等事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。
	（登録外国点検事業者の登録証の揭示）
第九條の二	第四條の二の規定は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の四第一項の登録外国点検事業者の登録証が電子登録証である場合について準用する。
	（登録外国点検事業者の変更の届出）
第十一条	登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。
一	登録の年月日及び登録番号
二	変更の内容
三	変更の年月日
2	前項の届出があった場合において、関東総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。
3	登録外国点検事業者は、第九條第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。
一	登録の年月日及び登録番号
二	変更の内容
三	変更の年月日

〔4〕6	同上〕
	（登録証の再交付）
第六條	〔同上〕
一	〔同上〕
二	〔同上〕
2	〔同上〕
	〔新設〕
	（登録外国点検事業者の変更の届出）
第十一条	〔同上〕
一	〔一〕三 同上〕
2	〔2 同上〕
3	〔同上〕
一	〔一〕三 同上〕

4 登録外国点検事業者は、点検員を追加するときは、前項の届出書に当該点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

5 関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規定による届出があつた場合には、その届出があつた事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）

第十二条 登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失つた等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 再交付の理由

2 登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失つた等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

第五章 電子情報処理組織による手続等
（電子情報処理組織による手続等）

第二十三条 電子登録証の交付を希望する場合は、総務大臣が定める方式に従いその旨を表示して電子申請等により行うものとする。

2| この省令の規定に係る電子処分通知等であつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うものに係る公印は、押印しないものとする。

（電子登録証の訂正）

第二十四条 第五条第一項又は第三項の規定により変更の届出をしようとする場合であつて、電子登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該電子登録証は同条第一項又は第三項の届出書に添付して提出されたものとみなす。

2| 前項の規定は、第十一条第一項又は第三項の規定に係る電子登録証の訂正に準用する。

（電子登録証の返納）

第二十五条 電子登録証に係る登録がその効力を失い、当該電子登録証を電子計算機その他の機器に表示できなくなつたときは、当該電子登録証は登録検査等事業者又は登録検査等事業者であつた者から返納されたものとみなす。この場合において、登録検査等事業者又は登録検査等事業者であつた者は、当該電子登録証の写しを破棄するものとする。

2| 前項の規定は、登録外国点検事業者又は登録外国点検事業者であつた者からの電子登録証の返納に準用する。

第六章 「略」
（公表）

第二十六条 「略」
（総合通信局長に提出する書類の作成）

「4・5 同上」

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）

第十二条 「同上」

「一・二 同上」

2 「同上」

「新設」

第五章 「同上」
（公表）

第二十三条 「同上」
（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十七条 〔略〕

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

〔第一 略〕

第二 法第六十条の時計及び備付書類

一 時計の備付け

二 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、掲示を含む）

三 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容

四 その他の書類の備付け

〔第三 略〕

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

〔第一 略〕

第二 法第六十条の時計及び備付書類

点検の種類別	点検の項目
〔一 略〕	
一 法第七十三条第四項の点検	〔イ 略〕 ロ 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、 <u>掲示を含む</u> ） 〔ク・ニ 略〕

〔第三 略〕

別表第八号 点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第4項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（1枚目）

〔表 略〕

〔注1～4 略〕

5 船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「備付け（掲示を含む。）」とする。

〔2～4枚目 略〕

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十四条 〔同上〕

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

〔第一 同上〕

第二 〔同上〕

〔一 同上〕

二 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、掲示）

〔三・四 同上〕

〔第三 同上〕

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

〔第一 同上〕

第二 〔同上〕

点検の種類別	点検の項目
〔一 同上〕	
一 法第七十三条第四項の点検	〔イ 同上〕 ロ 無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあつては、 <u>掲示</u> ） 〔ク・ニ 同上〕

〔第三 同上〕

別表第八号 点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第4項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（1枚目）

〔表 同左〕

〔注1～4 同左〕

5 船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲示」とする。

〔2～4枚目 同左〕

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日から五年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正前の電波法施行規則第三十八条第四項、第八項及び第十項、第三十八条の三第一項並びに第四十五条の三第二項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。